



発表項目 (行事名)	第4次北海道消費生活基本計画(素案)に係る道民意見提出手続(パブリックコメント)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道消費生活条例に基づき、道民の消費生活に関する施策の基本的な方針等を定める計画である「第4次北海道消費生活基本計画(素案)」について、パブリックコメントを実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 募集期間 令和6年(2024年)11月26日(火)から12月25日(水)まで</p> <p>2 計画等の案及び参考資料の入手方法</p> <p>①  (1) 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課ホームページ ① https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/206210.html ※ 子ども向けは、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページ ② https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html</p> <p>②  (2) 以下の場所での閲覧及び配布 ア 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課(道庁12階) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)行政情報コーナー エ 各総合振興局及び各振興局保健環境部環境生活課 ※ 上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配布を御希望の方は、担当職員にお申し付けください。</p> <p>3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより、北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課あて送付してください。 ※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の募集要領」を御参照ください。</p>		
参 考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配信 同時レク	(場所)	

担 当 (連絡先)	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課(担当者:課長補佐 那賀島)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5212 (内線24-511)</p> <p>公用スマホ 011-585-6104 (内線20173)</p>
--------------	--

道民意見提出手続の意見募集要領

令和6年(2024年)11月26日

1 計画等の案の名称

第4次北海道消費生活基本計画(素案)

2 参考資料の名称

第4次北海道消費生活基本計画(素案)の概要

第4次北海道消費生活基本計画(素案)

第4次北海道消費生活基本計画(素案)の概要(やさしい版)※子ども向け

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

北海道のホームページ(環境生活部くらし安全局消費者安全課ホームページ)への掲載

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/206210.html>)

※子ども向けは保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに掲載

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html>)

上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。

ア 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課(道庁12階)

イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)

ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー

エ 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課

※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配布をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。

4 意見等の募集期間

令和6年(2024年)11月26日(火)～令和6年(2024年)12月25日(水)

5 意見等の提出方法及び提出先

- 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課(消費者安全係)
※令和6年(2024年)12月25日(水)必着
- ファクシミリ 011-232-3640
- 電子メール kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp
- 電子申請サービス(子ども向け)
<https://www.har.p.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=HbfzpH7Q>

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和7年(2025年)2月上旬頃を目途に、「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を必ず記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出は御遠慮願います。
- 意見受付後、約3日(土曜日・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨を御連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局消費者安全課(消費者安全係)

電話011-204-5212

第4次北海道消費生活基本計画（素案）の概要

1 経過

平成23年	3月	北海道消費生活基本計画策定
平成27年	3月	第2次北海道消費生活基本計画策定
令和2年	3月	第3次北海道消費生活基本計画策定
令和6年	2月	北海道消費生活審議会に第4次北海道消費生活基本計画の策定について諮問
同年	5月	計画策定検討部会（10月まで3回開催）
同年10月		北海道消費生活審議会から答申

2 計画の基本的な考え方【答申】

計画の策定に当たっては、次の事項を踏まえることとする。

ア 消費生活を取り巻く現状

- ・ 消費者被害の現状
- ・ 消費者を取り巻く社会環境の変化
- ・ 国の消費者行政の動向
- ・ 消費者の意識

イ 計画策定に当たって考慮すべき事項

- ・ デジタル化の急速な進展に伴う被害
- ・ 高齢者の被害の増加の懸念
- ・ 多様な主体の協働が求められる状況

ウ 消費者施策の基本的な方針

北海道消費生活条例の基本理念である消費者の権利の尊重と自立の支援の実現を図るための施策を推進していくこと。

3 構成

(1) 計画の全体像

第1章 計画の策定に当たって

位置づけ	北海道総合計画の特定分野別計画 北海道消費生活条例に基づき道民の消費生活に関する施策の基本的な方針等を定める計画 ほか
計画期間	令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの概ね5年間

第2章 消費生活を取り巻く現状

- ・ 消費者被害の現状
- ・ 消費者を取り巻く社会環境の変化
- ・ 国の消費者行政の動向
- ・ 消費者の意識

第3章 消費者施策の基本的な方針

<消費者施策の基本的な方向性>

消費者の権利の尊重と自立の支援の実現を図るための施策を推進

<施策見直しの考え方>

消費者を取り巻く現状を踏まえ、次の3点に特に留意

- ・ デジタル化の進展に伴う対応
- ・ 消費者の多様化に伴う対応
- ・ 多様な主体の協働による取組

第4章 総合的・計画的に講ずべき施策の展開方向

第5章 推進体制と推進管理等

(2) 総合的・計画的に講ずべき施策の展開方向

		項目	具体的取組		
1	消費者被害の拡大防止、救済	ア 道による消費者被害の拡大防止、救済	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者ホットライン 188」の一層の周知 ・消費者の多様な特性に配慮した適切な相談対応 ・消費生活相談のDX化に向けた新システムへの移行 		
		イ 市町村の消費生活相談処理に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域相談体制の整備に向けた支援 ・相談員の資質の維持・向上及び担い手の確保 		
	(2) 地域における消費者被害の防止に向けた連携体制の構築	ア 見守りネットワークの設立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設立に向けた支援 ・既存組織の法定協議会への移行促進 		
		イ 見守りネットワーク活動の維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の実態・課題等の把握、活動の維持・活性化に向けた方策の検討 ・地域の連携関係構築に向けた取組の推進 		
	(3) 公正な消費者取引の確保	ア 食品表示等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示等の法令遵守状況の確認と厳正・適切な執行 		
		イ 消費者取引等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引の法令遵守状況の確認と厳正・適切な執行 ・ホクネット(特定適格消費者団体)との一層の連携や支援 		
	(4) 消費者の安全・安心の確保	ア 消費者事故情報の収集・共有・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する危害防止措置と被害の未然防止 ・緊急事故発生時における庁内関係部局との連携・対応 		
		イ 食品の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する通報等の一元的な管理と対応状況の公表 		
		ウ 価格安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ・価格動向等の調査・監視と消費者への情報提供 ・災害等による経済変動時における価格動向等の迅速な調査 ・年末年始の需給・価格動向調査と価格安定等 		
	2	消費者の自立の支援	(1) 消費者教育の推進及び消費者団体、事業者との連携	ア 消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に関する教職員の実践的指導力の向上 ・消費者教育の担い手の育成・確保 ・デジタル化の進展を踏まえた若年者や高齢者など多様な消費者の特性に応じた効果的な消費者教育の推進
				イ 消費生活に関する啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の多様な特性に応じた効果的な普及啓発・情報提供 ・災害発生時等における消費者への適切な情報発信
				ウ 消費者意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活モニターを活用した消費者意見聴取と施策への反映
エ 消費者団体との連携・活動促進			<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体の活動実態の把握と活動活性化に向けた支援 		
オ 消費者と事業者の協働による取組			<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の理解促進等による消費者と事業者との協働による取組 ・カスタマーハラスメント対策に向けた消費者と事業者との適切なコミュニケーションの取組 		
カ 消費者市民社会の形成			<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減に向けた消費者の理解促進 ・ゼロカーボン北海道の実現等に向けた消費者教育・普及啓発 		